

産業疲弊地における政府関係機関による産業振興政策の日英間の相違についての一考察*

A Study on Comparison of Industrial Development Policy of Government Related Organization in Japan and UK.

岩本 直**

Naoshi Iwamoto

1. 研究の目的

日本と英国は両国が工業立国として成長する中心となった地域の一部が現在、産業疲弊地域に陥り産業振興に向けて政府関係機関が事業を行っている。本論文では考察対象として日本では地域振興整備公団（以下、J C）の北九州市周辺地域での事業を、英国はトラフォードパーク都市開発公社（以下、T C）のマンチェスター市周辺地域の事業を取り上げ、両機関の事業内容の把握、両機関によって実施された事業終了後の業務引継状況の把握を引継先の団体の状況も踏まえて行い、両機関の事業の特徴を得ることを目的として考察を行う。なお、本論文における考察対象事業は両機関における最も代表的事業であり、この考察において両国における政府関係機関による産業疲弊地の産業政策事業の差異の特徴は大きく把握できたものと思われる。

2. 両政府関係機関の事業内容

（1）地域振興整備公団

本論文では北九州市と筑豊地域の一部の面積1281 k m²、人口約160万人の地域のJ Cの事業を考察対象とした。考察地域は19世紀末より筑豊炭田により鉱業が発展し、1901年に官営八幡製鉄所が現在の北九州市に立地し日本の四大工業地帯の内の一つとして重化学工業を中心に発展した。

しかし、1950年代から始まった国内エネルギー政策の転換と国内の産業構造の変化等により、考察地域は産業疲弊地域に陥り、1961年に産炭地域振興臨時措置法が公布されJ Cの前身である産炭地域振興

*キーワード：プロジェクト構想、土木施設維持管理、産業立地
**正員、学修、通商産業省産業政策局流通産業課商業集積推進室（東京都千代田区霞が関1-3-1、TEL03-3501-1511、FAX03-3501-6204）

事業団が設立され、この事業団は1974年に現在のJ Cに改組された。J Cの職員は763名、本部を東京に置き、全国に41事務所を設置している。考察区域である北九州地域は福岡市に設置している九州支部（職員44名）が担当している。

北九州地域のJ Cの事業は産炭地域振興臨時措置法、1972年公布の工業再配置法、1988年公布の地域産業の高度化に寄与する特定事業集積の促進に関する法律に基づく業務を行っており、工業団地及び工業用水の整備、考察区域内の企業等の融資及び出資、考察区域への企業移転を支援する融資を行っている。なお、本論文は著者が1996年に行った北西イングランド投資誘致事務所を通じての英国での現地視察を経て、文献資料等により考察を行ったものである。

（2）トラフォードパーク都市開発公社

本論文では1985年に廃止されたグレイターマンチェスターの区域である面積1268 k m²、人口約257万人を考察区域とした。考察区域は7市で構成されており英国では日本の様に県は存在せず、T Cは考察区域のマンチェスター市、トラフォード市を中心に事業を行っている。考察区域は17世紀頃からの産業革命の発祥の地でマンチェスター市はその中心都市として毛織物業、鉱業、工業を中心として発展した。1896年には2年前に開通したリバプールとマンチェスターを結ぶマンチェスターシップ運河の終点部に民間不動産会社による世界最初の工業団地としてトラフォードパークが造成され、マンチェスター地域の工業の中心として発展した。しかし、1950年代以降、国内経済の停滞及び国内産業の構造転換等により産業の衰退が発生し、トラフォードパークでは1940年代には最大雇用者数が75,000人を越えたが1980年代の初頭には雇用者数が25,000人まで低下し、工場撤退後の荒廃地が多く発生した。

政府は1980年公布の地方政府・計画及び土地法に

表一 地域振興整備公団とトラフォードパーク都市開発公社の業務比較表

	地域振興整備公団	トラフォードパーク都市開発公社
工業団地整備	北九州市を含む、5市17町の地域で37地区、合計1,459haを整備中。1997年1月時点で新規誘致企業436社、新規雇用人口14,764人。事業区域の選定には自治体からの要請が必要。	マンチェスター市を含む、3市において2地区、合計1,273haで整備を実施。1997年10月時点で新規誘致企業987社、新規雇用人口27,500人。事業区域選定は1980年地方自治・土地計画法により中央政府により決定されることになっているが、TCの場合は地方自治体との綿密な協議の上、決定を行っている。
工業用水整備	鞍手、田川、宮田の3工業用水を供用中。受益区域は田川市他5市町。	事業を行っていない。
建築物修復維持管理	事業を行っていない。	トラフォードパーク内に残る老朽化した建築物を利便施設、ベンチャー企業向けのインキュベーター施設に修復し、維持管理を行っている。
建築物規制緩和	事業を行っていない。JCに建築物規制に権限はない。	事業を行っていない。
移転移転促進融資	1996年3月時点で累計約18億円の融資を行っている。	事業を行っていない。
事業区域内外の交通網整備	事業を行っていない。	事業区域内外の道路の内、高速道路と接続する道路を中心に総延長約44kmの道路を再整備、事業区域内の貨物線の再整備、マンチェスター中心部とトラフォードパークを結ぶ軌道交通の整備を自治体等と共同で行っている。
事業区域内の緑地整備	事業区域内に地域住民向けの地区公園を造成している工業団地もある。	事業区域内に地域住民向けの公園を造成している。特にトラフォードパークでは大規模なものを造成している。
産官学術交流組織の運営	熊本九州テクノセンターの設立にJCは出資。熊本九州テクノセンターが中心となって産官学術交流に係る会議を定期的に行っている。	TCが産官学術交流組織であるトラフォードパークビジネスフォーラムとトラフォードパーク製造業研究会を直接設立し、運営及び会議を定期的に行っている。
雇用促進に係る企業支援	産地地域内で鉱工業を営む企業を対象に新規雇用者の30%以上を炭坑離職者及びその子弟であることを条件に融資を行っている。1996年3月時点で累計約361億円の融資を行っている。	企業が行う職業訓練に訓練プログラムの提供等の支援を行っており、その支援対象となったものは1997年8月時点で12,429件になっている。周辺地域の特に失業率の高い地域を中心に雇用情報を無料で配布している。
企業コンサルティング	熊本九州テクノセンターの設立にJCは「出資」。熊本九州テクノセンターが中心となって企業との経営相談に係る業務を行っている。	企業との経営相談を行い、また情報誌を通じて企業経営に係る戦略的提案も行っている。

に基づき、6番目の都市開発公社として1987年にTCを設立した。TCの事業区域は前述のトラフォードパーク(1,146ha)と1978年に英国製鉄が倒産後、荒廃区域となっていたノースバンクインダストリアルパーク(127ha)の2区域を事業区域として決定した。TCの職員は59名、事業所はトラフォードパーク内に設置している。なお、TCは当初の目標を達成したということにより1998年3月に解散している。

TCは事業区域を工業団地として再生するため、事業区域内での工業用地整備、建築確認申請の規制緩和、緑地整備等の景観向上、企業向け賃貸用建物の整備、管理を行っている。特に建築確認の規制緩和は事業区域内に従来の英国の建築指向とは違う外観がガラス張りのビルも建設されるようになり従来の事業区域のイメージ改善に大きな効果を発揮している。また、TCは事業区域のみではなく周辺地域に対しても道路等の交通網整備、産官学術交流組織の

設立及び管理、雇用促進に係る企業支援、企業コンサルティングも行っている。なお、TCの事業区域は政府により定められた中間開発地域に位置する。

(3) 両機関の事業内容比較

両機関の事業内容の比較を行うと表1のようになる。工業団地整備は両機関とも行っており、工業用水整備はJCのみ、建物修復維持管理はTCのみが行っている。JCはハード面の事業は直接行うが土木工事を伴わないソフト面の事業は出資や融資による間接的支援にとどまっている。一方、TCはJCより直接事業を行っている範囲が広く、事業区域を越えた交通網整備や、事業区域内の建築規制の権限の保有、雇用情報の提供等、JCに比べ広範囲に事業を行っている。

3. 両政府関係機関の事業終了後の引継管理状況

表ー２ 地域振興整備公団とトラフォードパーク都市開発公社の業務引継状況比較表

	地域振興整備公団	トラフォードパーク都市開発公社
工業団地整備	事業区域内、企業所有地は企業が管理、道路、緑地等の公共用地は市、町が管理を行う。	事業区域内、企業所有地は企業が管理、道路、緑地等の公共用地は市が管理する。
工業用水整備	地域振興整備公団が管理を行う。	業務を行っていない。
建築物修復維持管理	業務を行っていない。	マンチェスター投資開発推進機構が管理を行う。
建築規制緩和	業務を行っていない。	事業区域を持つ市の都市計画部門が引き続き業務を行う。
移転促進融資	地域振興整備公団が債権管理を行う。	業務を行っていない。
事業区域内外の交通網整備	業務を行っていない。	道路は市、鉄道は英国鉄道（1997年4月時点）、軌道交通はマンチェスター広域交通局が管理を行う。
事業区域内の緑地整備	市、町が管理を行う。	市が管理を行う。
産官学術交流組織の運営	地域振興整備公団の業務は北北九州テクノセンターへの出資の債権管理を行うのみ。実際の業務は北北九州テクノセンターが行う。	マンチェスター投資開発推進機構が業務を行う。
雇用促進に係る企業支援	地域振興整備公団が債権管理を行う。	マンチェスター投資開発推進機構が業務を行う。
企業コンサルティング	地域振興整備公団の業務は北北九州テクノセンターへの出資の債権管理を行うのみ。実際の業務は北北九州テクノセンターが行う。	マンチェスター投資開発推進機構が業務を行う。
事業区域空間地の企業誘致	買い戻し特約により買い戻しをした土地は地域振興整備公団が企業誘致が行い、その他は県、市、町が企業誘致を行う。	マンチェスター投資開発推進機構が業務を行う

(1) 地域振興整備公団

工業団地整備においてＪＣは各工業団地の完売を目処に事業区域内の企業用地を除く道路等の公共用地を事業区域が所属する市、町の自治体に移管しており、これまで37の工業団地を22の自治体に移管している。また、工業用水の管理及び融資、出資の債権管理はＪＣが行っている。

(2) トラフォードパーク都市開発公社

ＴＣは1998年3月に解散が決定しているためＴＣの業務の引き継ぎを目的としてマンチェスター投資開発推進機構（以下、MD）が1997年にマンチェスター市、サルフォード市、トラフォード市、タメサイド市の4市とＴＣ、マンチェスター職業訓練協会の出資により設立（職員14名）されている。ＴＣは解散時に事業区域内の企業所有地を除く道路、緑地等の公共用地の管理及び建築規制の権限を事業区域が所属する3市に移管する。また、ＴＣが行った事業区域周辺の交通網整備で行った事業は事業完成後にそれぞれ管理運営組織に管理を移管する。利便施

設等の建物維持管理、産官学術交流組織の運営、雇用促進に係る企業支援、企業コンサルティング、事業区域内空間地の管理と企業誘致業務はMDがＴＣより引き継いで行っている。

(3) 両機関事業の管理引継状況の比較

両政府関係機関の事業終了後の管理引継状況の比較は表2のようになる。両機関とも事業区域内の道路、緑地等の公共用地の維持管理は事業区域が属する自治体に移管することで共通している。しかし、ＪＣの場合、移管する自治体規模の格差が大きく、維持管理能力格差発生の問題がある。ＪＣが事業区域の移管を行った22自治体の内、最大規模は北九州市の人口は約101万人、最小の大任町は約6千人と格差が大きく、特に事業区域を移管した22自治体の内、人口3万人以下の小規模な自治体が17もある。一方、ＴＣの場合は事業区域の移管を行う3市については最大がマンチェスター市の約43万人、最小がトラフォード市の約22万人とＪＣ程の自治体規模の格差はなく維持管理能力格差の発生も低いものと思われる。

次にＴＣは事業区域の維持管理機関としてMDを

設立しており、この機関にマンチェスター市等の事業区域の引継を受けた3市を加入させることにより事業区域の維持管理、また事業区域に進出した企業の今後の発展に重要な産官学術交流組織の運営や企業の経営診断及び経営相談等を行う企業コンサルティング等の支援業務も同組織で行っている。JCの場合はMDのような組織は設立されておらず事業区域を引き継いだ各自治体が事業区域の管理を行う形態であり、進出企業への支援業務を行う(株)北九州テクノセンターを通じて参加している自治体は北九州市のみであり、進出企業への自治体によるフォロー体制はかなり弱いものであるといえる。

4. まとめ

これまでの考察を踏まえ、両政府関係機関の事業内容と事業終了後の事業引継状況について以下の特徴があると考えられる。

第1にTCは地方自治体の一部の権限まで与えられJCに比べ広範囲な事業を直接行っているのに対し、JCは直接行っている事業範囲がTCより狭く融資、出資等の間接的な産業振興策を行っている点である。

第2に両機関が行った事業区域の移管の対象となる自治体の規模がJCはTCに比べ小規模なものが

多く、管理移管された事業区域の維持管理能力について財政的な面等から格差が生じやすい状況であり、均質な事業区域の維持管理を行うためにも自治体の規模について考慮の必要性がある。

第3にTCはMDのような維持管理機関を自治体等と共同して設立し進出後の企業への支援を行っているがJCの場合は維持管理機関の設立がなく、企業への支援を行っているのは(株)北九州テクノセンターを通じて北九州市のみの状況であり、進出後の企業に対する支援体制が弱い状況である。今後、これらの点の解決策としてMDのような機関の設立か、県による維持管理及び進出企業への支援体制の充実等が考えられる。

なお、本研究の実施にあたり広島大学経済学部附属地域経済研究センター戸田常一教授には貴重な助言を頂きました。記して謝意を表します。

参考文献

- 1) Trafford Park Development Corporation: 「Annual Report」, pp. 2-52, 1996.
- 2) English Partner Ships: 「North West 1995」, pp. 27-51, 1995.
- 3) 地域振興整備公団: 「地域振興整備公団の現況、平成9年度版」, pp. 129-185, 1997.

産業疲弊地における政府関係機関による産業振興政策の日英間の相違についての一考察*

岩本 直**

本論文は産業疲弊地域となっている日英の北九州市周辺地域、マンチェスター市周辺地域で事業を行っている地域振興整備公団(以下、JC)とトラファードパーク都市開発公社(以下、TC)の事業内容と事業終了後の維持管理状況について比較考察をしたものである。事業内容ではTCは直接事業を行う部分が大きく、JCは融資と出資による間接的な支援を行っている点に特徴がある。また、事業終了後の維持管理では管理を引き継ぐ自治体の規模が大きいこと、マンチェスター投資開発推進機構を設立していることにより、TCがより持続可能な事業区域の維持管理と進出企業への支援体制を構築している点に特徴がある。

A study on Comparison of Industrial Development Policy of Government Related Organization in Japan and UK.*

By Naoshi Iwamoto**

The purpose of this study is investigation of comparison of industrial policy and maintenance at development areas by Japan Regional Development Corporation(JC) and Trafford Park Development Corporation(TC). As a result, the enterprise at direct field of JC is smaller than TC and there is indirect support system at JC. And the system is sustainable in at maintenance of development area and supporting of company on TC.
